



学会が費用を負担する飲食費用等の支出に関する規約

2019 年 4 月 18 日 第 8 回総務財務委員会承認

(目的)

第 1 条 本規約は、総務財務委員会規程（0201）第 2 条(3)項を受け、一般社団法人日本原子力学会（以下、「本会」という）各組織が開催する事業において、本会が費用を負担する飲食費用等について定めることを目的とする。

(適用する会合)

第 2 条 本会が飲食費用等を負担する対象は、本会各組織が開催する会合のうち、受託事業で実施する会合を除く、以下の会合とする。

- (1) 定款が定める事業を遂行するために開催する研究会、セミナー、学術講演会等。
- (2) 本会の運営に関する理事会、各種委員会等。
- (3) (1)、(2)に関連して開催する公的な懇親会や反省会等。酒類の提供をとまなう会合を含む。
- (4) 「会員獲得、原子力理解促進活動」として特別の予算枠で非会員向けに開催する会合、ならびに「会員獲得、原子力理解促進活動」を目的として事前に総務理事の承認を受けて開催する会合。
- (5) 海外学会およびその役員等、本会外組織および個人との関係において必要な会食、贈答等。
- (6) その他、本会の会務遂行上必要と総務理事が認める会合等。

(負担の方法)

第 3 条 第 2 条(1)および(2)に該当する会合については、飲食費は原則として参加者自己負担とする。ただし、参加者に謝金支払い対象となる招待者を含む場合は、招待者の飲食費は本会負担とすることができる。

- 2 第 2 条(3)に該当する会合についても、基本的には参加者による会費制とし、本会が費用を負担する場合の金額は実費の 50%以内で、かつ 3,000 円以内とする。その費用は当該委員会等の運営費から支払う。ただし、講師等招待者、準備運営にかかわる事務局関係者は会費を免除することができる。また、飲食の会場は、会合の開催場所に属する会場または近接する会場とし、原則として一般の居酒屋あるいは居酒屋に準ずる飲酒設備は認めない。
- 3 第 2 条(4)に該当する会合については、会合目的達成上必要な場合には、運営に参画する会員を含め、参加者全員に食事を提供することができる。金額は、1,500 円を上限とし、酒類の提供は認めない。提供場所は、原則として会合会場とし、会場の制約等により提供できない場合に限り、隣接した施設での提供を認める。
- 4 第 2 条(5)、(6)については、社会通念上適切と見なされる範囲で、総務担当理事の了解を得て負担するものとし、交際費として整理する必要があるものについては、適正な処理をおこなう。

(受託事業における飲食費等)

第4条 受託事業にかかる会合における飲食費は、受託契約における費用算出に基づき支出するものとする。

2 費用算出に当っては、第2条、第3条を参考にし、かつ、受託の目的を踏まえて算定するものとする。また、酒類の提供を含めてはならない。

(改定)

第5条 本規約の改定は、総務財務委員会が決定し、理事会に報告するものとする。

附則

1 平成22年7月28日 第511回理事会制定、同日施行

2 改定履歴

- ① 平成26年1月30日 第6回総務財務委員会起案、平成26年1月30日 第5回理事会承認
- ② 平成26年3月19日 第7回総務財務委員会起案、平成26年3月19日 第6回理事会承認
- ③ 平成28年1月21日 第7回総務財務委員会起案、平成28年1月26日 第6回理事会承認（改定前は、改定に理事会承認を必要としたため、今回まで理事会付議）
- ④ 平成30年3月12日 第8回総務財務委員会承認、平成30年3月20日 第7回理事会報告
- ⑤ 平成30年5月22日 第10回総務財務委員会承認、平成30年5月29日 第8回理事会報告
- ⑥ 2019年4月18日 第8回総務財務委員会承認、2019年5月31日第8回理事会報告

附則

- 1 平成26年3月19日改定の規約は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成28年1月26日改定の規約は、平成28年4月1日から施行する。
- 3 平成30年3月12日改定の規約は、平成30年4月1日から施行する。
- 4 平成30年5月22日改定の規約は、総財務委員会承認の日から施行する。
- 5 2019年4月18日改定の規約は、総財務委員会承認の日から施行する。